

報道関係者各位

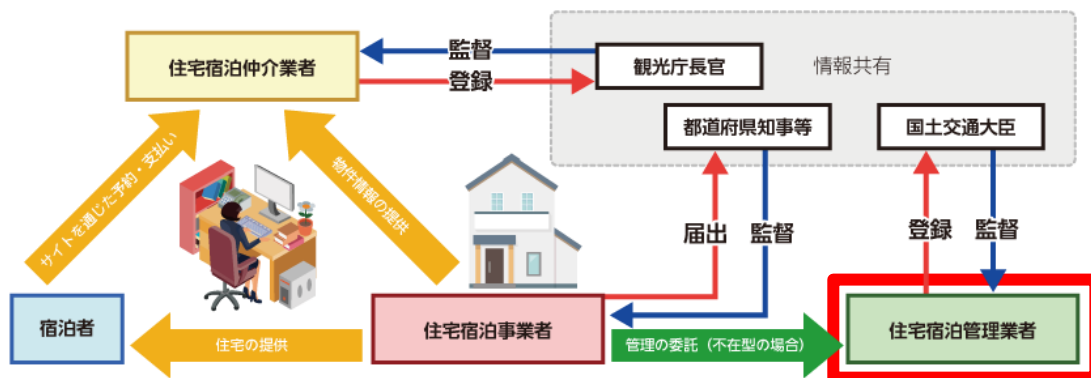
APAMAN株式会社
Apaman Property株式会社

【Sharing economy】民泊事業実施のため住宅宿泊管理業者に登録されました。

～安全安心な民泊の拡大に貢献～

Apaman Property株式会社(本社:東京都千代田区、APAMAN 株式会社の子会社、以下 Apaman Property)は、本日(6月15日)より施行される、住宅宿泊事業法(民泊新法)に基づき、家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて、家主業務の代行を行う「住宅宿泊管理業者」に登録されましたのでお知らせいたします。(登録番号:国土交通大臣(01)第 F00083 号)

本日から施行されます「住宅宿泊事業法」では、届出住宅の居室が5つを超える場合、あるいは、家主不在型で民泊を実施するには、管理業者に管理を委託することが義務付けられています。管理事業者は、適切な管理委託契約の締結など、12項目からなる厳しい義務項目があり、いわゆる「違法民泊」の撲滅のためにも、不動産管理業務にたけた事業者による管理運営が求められています。



出展: 国土交通省「民泊制度ポータルサイト」

Apaman Property は、約 20 万人のオーナー様の賃貸経営をサポートしてきた経験と実績により、適法にまた利用される方にとって快適で安心、安全な宿泊施設とするよう、民泊事業を推進してまいります。

以上

【本件に関する取材ご依頼等プレスお問い合わせ先】

APAMAN 株式会社

管理本部 IR 担当 川崎 美紀

千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 3 階 Tel: 03-3231-8020

E-mail: ir@apamanshop.co.jp